

コンピュータ通信網サービス契約約款
(HOTCNサービス契約約款)

2021年5月



北海道総合通信網株式会社

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 禁止事項	1
第4条 情報等の削除等	2
第5条 児童ポルノ画像のブロック	2
第6条 用語の定義	3
第2章 コンピュータ通信網サービスの種類等	5
第7条 コンピュータ通信網サービスの種類	5
第8条 コンピュータ通信網サービスの区別及び品目	5
第3章 コンピュータ通信網サービスの提供区域等	5
第9条 コンピュータ通信網サービスの提供区域等	5
第4章 契約	5
第1節 第1種コンピュータ通信網サービスに係る契約	5
第10条 契約の単位	5
第11条 契約者回線の終端	5
第12条 収容区域及び加入区域	6
第13条 第1種契約申込の方法	6
第14条 第1種契約申込の承諾	6
第15条 最低利用期間	6
第16条 品目の変更	6
第17条 契約者回線の移転	7
第18条 契約者回線の異経路	7
第19条 契約者回線の利用の一時中断	7
第20条 その他の契約内容の変更	7
第21条 第1種契約に基づく権利の譲渡の禁止	7
第22条 第1種契約者が行う第1種契約の解除	7
第23条 当社が行う第1種契約の解除	7
第24条 その他の提供条件	8
第2節 第2種コンピュータ通信網サービスに係る契約	8
第25条 契約の単位	8
第26条 サービス区域	8
第27条 第2種契約申込の方法	8
第28条 第2種契約申込の承諾	8
第29条 最低利用期間	8
第30条 利用回線の移転	9

第 31 条	区別等の変更	9
第 32 条	その他の契約内容の変更	9
第 33 条	当社が行う第 2 種契約の解除	9
第 34 条	その他の提供条件	10
第 3 節	第 3 種コンピュータ通信網サービスに係る契約	10
第 35 条	契約の単位	10
第 36 条	サービス区域	10
第 37 条	第 3 種契約申込の方法	10
第 38 条	第 3 種契約申込の承諾	10
第 39 条	最低利用期間	10
第 40 条	加入契約回線の移転	11
第 41 条	区別等の変更	11
第 42 条	その他の契約内容の変更	11
第 43 条	当社が行う第 3 種契約の解除	11
第 44 条	その他の提供条件	11
第 4 節	第 4 種コンピュータ通信網サービスに係る契約	
	第 42 条～第 53 条 削除 (2015 年 8 月 1 日版)	
第 5 節	第 5 種コンピュータ通信網サービスに係る契約	
第 54 条	契約の単位	12
第 55 条	サービス区域	12
第 56 条	第 5 種契約申込の方法	12
第 57 条	第 5 種契約申込の承諾	12
第 58 条	最低利用期間	12
第 59 条	利用回線の移転	13
第 60 条	区別等の変更	13
第 61 条	その他の契約内容の変更	13
第 62 条	当社が行う第 5 種契約の解除	13
第 63 条	その他の提供条件	13
第 6 節	ホスティングサービスに係る契約	
	第 64 条～第 69 条 削除 (2015 年 8 月 1 日版)	
第 5 章	付加機能	14
第 70 条	付加機能の提供	14
第 71 条	付加機能の利用の一時中断	14
第 6 章	端末設備の提供等	14
第 72 条	端末設備の提供	14

第 73 条	端末設備の移転	14
第 74 条	端末設備の利用の一時中断	14
第 7 章	回線相互接続	14
第 75 条	当社又は他社の電気通信回線の接続	14
第 76 条	相互接続点の所在場所の掲示等	15
第 8 章	利用中止等	15
第 77 条	利用中止	15
第 78 条	利用停止	15
第 79 条	接続休止	16
第 9 章	通 信	16
第 80 条	通信利用の制限等	17
第 81 条	利用回線による制約	17
第 82 条～第 83 条	削除（2018年3月6日版）	
第 10 章	料金等	18
第 1 節	料金及び工事に関する費用	18
第 84 条	料金及び工事に関する費用	18
第 2 節	料金等の支払義務	18
第 85 条	料金の支払義務	18
第 86 条	手続きに関する料金の支払義務	20
第 87 条	工事費の支払義務	20
第 88 条	線路設置費の支払義務	20
第 89 条	設備費の支払義務	20
第 3 節	料金の計算方法等	21
第 90 条	料金の計算方法等	21
第 4 節	割増金及び遅延損害金	21
第 91 条	割増金	21
第 92 条	遅延損害金	21
第 11 章	保 守	22
第 93 条	契約者の維持責任	22
第 94 条	契約者の切分責任	22
第 95 条	修理又は復旧の順位	22
第 12 章	損害賠償	23
第 96 条	責任の制限	23

第 97 条 免責	23
第 1 3 章 雑 則	24
第 98 条 承諾の限界	24
第 99 条 利用に係る契約者の義務	24
第 100 条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	24
第 101 条 インターネット接続事業者との相互接続利用契約の締結	24
第 102 条 他事業者の電気通信サービスに関する料金等の支払代行	25
第 103 条 技術的事項及び技術資料の閲覧	25
第 104 条 法令に規定する事項	25
第 105 条 閲覧	25
第 1 4 章 附帯サービス	26
第 106 条 附帯サービス	26
別記	27
1 コンピュータ通信網サービスの提供区域等	28
2 第 1 種契約者の地位の承継	29
3 第 1 種契約者の氏名等の変更	29
4 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	29
5 自営端末設備の接続	29
6 自営端末設備に異常がある場合等の検査	30
7 自営電気通信設備の接続	30
8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	31
9 当社の維持責任	31
1 0 附帯サービスの取扱い	31
1 1 インターネット接続事業者	32
1 2 新聞社等の基準	32
1 3 技術資料の項目	32
1 4 第 1 種契約イーサネット方式のものにおける禁止事項	32
料金表	33
通則	35
第 1 表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）	37
第 2 表 工事に関する費用	50
第 3 表 附帯サービスに関する料金	56

別 表 58

別表 基本的な技術的事項 59

附 則 60

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社はこのコンピュータ通信網サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、コンピュータ通信網サービスを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、コンピュータ通信網サービスに附帯するサービスをこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(禁止事項)

第3条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (12) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (13) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

- (15) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (19) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (20) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(情報等の削除等)

第4条 当社は、契約者による本サービスの利用が第3条（禁止事項）の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第3条（禁止事項）の各号に該当する行為をやめるように要求します。
- (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
- (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

2. 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(児童ポルノ画像のブロッキング)

第5条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2. 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

3. 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

(用語の定義)

第6条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 コンピュータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 コンピュータ通信網サービス	コンピュータ通信網を使用して行う電気通信サービス
5 コンピュータ通信網サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりコンピュータ通信網サービスを提供する当社の事業所
6 コンピュータ通信網サービス取扱所	コンピュータ通信網サービスの契約事務を行う当社の事務所
7 第1種契約	当社から第1種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
8 第1種契約者	当社と第1種契約を締結している者
9 第2種契約	当社から第2種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
10 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
11 第3種契約	当社から第3種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
12 第3種契約者	当社と第3種契約を締結している者
13 第4種契約	削除
14 第4種契約者	削除
15 第5種契約	当社から第5種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
16 第5種契約者	当社と第5種契約を締結している者
17 ホスティング契約	削除
18 ホスティング契約者	削除
19 契約者	第1種契約者、第2種契約者、第3種契約者、第5種契約者
20 契約者回線	第1種契約に基づいて、コンピュータ通信網サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
21 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(事業法に定める者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
22 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
23 特定協定事業者	協定事業者のうち東日本電信電話株式会社
24 利用回線	相互接続点を介してコンピュータ通信網と相互に接続する専用回線であって、特定協定事業者のIP通信網サービスに係る契約に基づいて設置するもの

25 加入契約回線	当社コンピュータ通信網サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線で、当社イーサネット通信網サービスに係る契約に基づいて設置するもの
26 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
27 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
28 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
29 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び専用回線端末等の技術的条件
30 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 コンピュータ通信網サービスの種類等

(コンピュータ通信網サービスの種類)

第7条 コンピュータ通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
1 第1種コンピュータ通信網サービス	契約者回線を設置して提供するコンピュータ通信網サービス
2 第2種コンピュータ通信網サービス	利用回線と接続して提供するコンピュータ通信網サービス
3 第3種コンピュータ通信網サービス	加入契約回線と接続して提供するコンピュータ通信網サービス
4 第4種コンピュータ通信網サービス	削除
5 第5種コンピュータ通信網サービス	利用回線と接続して提供するコンピュータ通信網サービスであって、第5種契約者間の通信を提供するもの。
6 ホスティングサービス	削除

(コンピュータ通信網サービスの区別及び品目)

第8条 コンピュータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に規定する区別及び品目があります。

第3章 コンピュータ通信網サービスの提供区域等

(コンピュータ通信網サービスの提供区域等)

第9条 当社のコンピュータ通信網サービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

第4章 契 約

第1節 第1種コンピュータ通信網サービスに係る契約

(契約の単位)

第10条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の第1種契約を締結します。この場合、第1種契約者は、1の第1種契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第11条 当社は、第1種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは第1種契約者と協議します。

(収容区域及び加入区域)

第12条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所においてその収容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(第1種契約申込の方法)

第13条 第1種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第1種コンピュータ通信網サービスの品目
- (2) 契約者回線の終端の場所
- (3) その他第1種コンピュータ通信網サービスの内容を特定するために必要な事項

(第1種契約申込の承諾)

第14条 当社は、第1種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第1種契約の申込みをした者が第1種コンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第15条 第1種コンピュータ通信網サービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して料金表第1表(料金)に規定するイーサネット方式のものは2年間とします。

3 第1種契約者は、前項の最低利用期間内に第1種契約の解除又は第1種コンピュータ通信網サービスの品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(品目の変更)

第16条 第1種契約者は、第1種コンピュータ通信網サービスの品目の変更を請求することができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第14条(第1種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第17条 第1種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第14条（第1種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第18条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、第1種契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

(契約者回線の利用の一時中断)

第19条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(その他の契約内容の変更)

第20条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、第13条（第1種契約申込の方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第14条（第1種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(第1種契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第21条 第1種契約者が第1種契約に基づいて第1種コンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(第1種契約者が行う第1種契約の解除)

第22条 第1種契約者は、第1種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめコンピュータ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種契約の解除)

第23条 当社は、第78条（利用停止）の規定により第1種コンピュータ通信網サービスの利用停止をされた第1種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第1種契約を解除することがあります。

- 2 当社は、第1種契約者が第78条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1種コンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその第1種契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その第1種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第24条 第1種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第2節 第2種コンピュータ通信網サービスに係る契約

(契約の単位)

第25条 当社は、利用回線1回線ごとに1の第2種契約を締結します。この場合、第2種契約者は、1の第2種契約につき1人に限ります。

(サービス区域)

第26条 第2種コンピュータ通信網サービスの提供区域は、利用回線の提供区域に準じます。

(第2種契約申込の方法)

第27条 第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第2種コンピュータ通信網サービスの区別及び品目
- (2) 利用回線の終端の場所
- (3) その他第2種コンピュータ通信網サービスの内容を特定するために必要な事項

(第2種契約申込の承諾)

第28条 当社は、第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) その利用回線の終端の場所が第2種コンピュータ通信網サービス区域外となる時。
- (2) 第2種契約の申込みをした者が、利用回線について特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (3) 第2種コンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 第2種契約の申込みをした者がコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
- (5) その利用回線とコンピュータ通信網との相互接続に関し、その利用回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第29条 第2種コンピュータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第2種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して料金表第1表(料金)に規定するIP通信網型は1月間とします。

- 3 第2種契約者は、前項の最低利用期間内に第2種契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（利用回線の移転）

第30条 第2種契約者は、第2種コンピュータ通信網サービスに係る利用回線の移転の場合には、その内容を事前にコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の届出により、その第2種コンピュータ通信網サービスに係る利用回線の相互接続点の所在場所の変更を行う必要が生じたときはその変更を行います。

- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第28条（第2種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（区別等の変更）

第31条 第2種契約者は、第2種コンピュータ通信網サービスの区別及び品目、タイプ並びにプランの変更を請求することができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第28条（第2種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第32条 当社は、第2種契約者から請求があったときは、第27条（第2種契約申込の方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第28条（第2種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（当社が行う第2種契約の解除）

第33条 当社は次の場合には、その第2種契約を解除することがあります。

- (1) 第78条（利用停止）の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用停止をされた第2種契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 利用回線に係る第2種契約者と特定協定事業者の契約が解除されたとき。
 - (3) 利用回線に係る相互接続協定の解除、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、特定協定事業者の電気通信事業の休止又は利用回線の相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止等により、第2種契約者が第2種コンピュータ通信網サービスを利用できなくなったとき。
- 2 当社は、第2種契約者が第78条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、コンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその第2種契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、前2項の規定により、その第2種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第34条 コンピュータ通信網サービスの利用の一時中断、権利の譲渡の禁止及び契約者が行う契約の解除の取扱いについては、第1種契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第2種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第3節 第3種コンピュータ通信網サービスに係る契約

(契約の単位)

第35条 当社は、加入契約回線1回線ごとに1の第3種契約を締結します。この場合、第3種契約者は、1の第3種契約につき1人に限ります。

(サービス区域)

第36条 第3種コンピュータ通信網サービス(料金表第1表(料金)の提供区域は加入契約回線の提供区域に準じます。

(第3種契約申込の方法)

第37条 第3種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第3種コンピュータ通信網サービスの区別及び品目
- (2) 加入契約回線の終端の場所
- (3) その他第3種コンピュータ通信網サービスの内容を特定するために必要な事項

(第3種契約申込の承諾)

第38条 当社は、第3種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第3種契約の申込みをした者が、加入契約回線について当社と契約を締結している者との同一の者とならないとき。
- (2) 第3種コンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 第3種契約の申込みをした者がコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第39条 第3種コンピュータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第3種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第3種契約者は、前項の最低利用期間内に第3種契約の解除があった場合は、当社が定める

期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（加入契約回線の移転）

第40条 第3種契約者は、第3種コンピュータ通信網サービスに係る加入契約回線の移転の場合には、その内容を事前にコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その第3種コンピュータ通信網サービスに係る加入契約回線と接続するコンピュータ通信網サービス取扱局の所在場所の変更を行う必要が生じたときはその変更を行います。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第38条（第3種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（区別等の変更）

第41条 第3種契約者は、第3種コンピュータ通信網サービスの品目の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第38条（第3種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第42条 当社は、第3種契約者から請求があったときは、第37条（第3種契約申込の方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第38条（第3種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（当社が行う第3種契約の解除）

第43条 当社は次の場合には、その第3種契約を解除することがあります。

（1）第78条（利用停止）の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用停止をされた第3種契約者が、なおその事実を解消しないとき。

（2）加入契約回線に係る第3種契約者と当社との契約が解除されたとき。

2 当社は、第3種契約者が第78条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、コンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその第3種契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第3種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第3種契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第44条 コンピュータ通信網サービスの利用の一時中断、権利の譲渡の禁止及び契約者が行う契約の解除の取扱いについては、第1種契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第3種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4節 第4種コンピュータ通信網サービスに係る契約

第42条～第53条 削除

第5節 第5種コンピュータ通信網サービスに係る契約

(契約の単位)

第54条 当社は、利用回線1回線ごとに1の第5種契約を締結します。この場合、第5種契約者は、1の第5種契約につき1人に限ります。

(サービス区域)

第55条 第5種コンピュータ通信網サービスの提供区域は、利用回線の提供区域に準じます。

(第5種契約申込の方法)

第56条 第5種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第5種コンピュータ通信網サービスの区別及び品目
- (2) 利用回線の終端の場所
- (3) その他第5種コンピュータ通信網サービスの内容を特定するために必要な事項

(第5種契約申込の承諾)

第57条 当社は、第5種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第5種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) その利用回線の終端の場所が第5種コンピュータ通信網サービス区域外となる時。
- (2) 第5種契約の申込みをした者が、利用回線について特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (3) 第5種コンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 第5種契約の申込みをした者がコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
- (5) その利用回線とコンピュータ通信網との相互接続に関し、その利用回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第58条 第5種コンピュータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第5種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第5種契約者は、前項の最低利用期間内に第5種契約の解除があった場合は、当社が定める

期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（利用回線の移転）

第59条 第5種契約者は、第5種コンピュータ通信網サービスに係る利用回線の移転の場合には、その内容を事前にコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その第5種コンピュータ通信網サービスに係る利用回線の相互接続点の所在場所の変更を行う必要が生じたときはその変更を行います。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第57条（第5種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（区別等の変更）

第60条 第5種契約者は、第5種コンピュータ通信網サービスの品目、プラン並びに保守対応プランの変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第57条（第5種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第61条 当社は、第5種契約者から請求があったときは、第56条（第5種契約申込の方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第57条（第5種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（当社が行う第5種契約の解除）

第62条 当社は次の場合には、その第5種契約を解除することがあります。

（1）第78条（利用停止）の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用停止をされた第5種契約者が、なおその事実を解消しないとき。

（2）利用回線に係る第5種契約者と特定協定事業者の契約が解除されたとき。

（3）利用回線に係る相互接続協定の解除、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、特定協定事業者の電気通信事業の休止又は利用回線の相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止等により、第5種契約者が第5種コンピュータ通信網サービスを利用できなくなったとき。

2 当社は、第5種契約者が第78条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、コンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその第5種契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第5種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第5種契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第63条 コンピュータ通信網サービスの利用の一時中断、権利の譲渡の禁止及び契約者が行う契約の解除の取扱いについては、第1種契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第5種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定

めるところによります。

第6節 ホスティングサービスに係る契約

第64条～第69条 削除

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第70条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

(付加機能の利用の一時中断)

第71条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第72条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線、利用回線について料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第73条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第74条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第75条 第1種契約者、第2種契約者、第3種契約者又は第5種契約者は、その契約者回線、又は利用回線終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して契約者回線、又は利用回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求を

することができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称、その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(相互接続点の所在場所の揭示等)

第76条 当社は、相互接続点の所在場所について、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所に掲示するものとします。

- 2 前項の相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第77条 当社は、次の場合には、コンピュータ通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第80条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 第76条(相互接続点の所在場所の揭示等)の2の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (4) 第30条(利用回線の移転)および第40条(加入契約回線の移転)規定により、利用回線の相互接続点の所在場所を変更するとき。

- 2 当社は、前項の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第78条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのコンピュータ通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払を要することとなったコンピュータ通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのコンピュータ通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第99条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通

信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

- (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

- 2 当社は、前項の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

(接続休止)

第79条 当社は、利用回線に係る相互接続協定の解除、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、特定協定事業者の電気通信事業の休止又は利用回線の相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止等により、当社の契約者が第2種コンピュータ通信網サービス又は第5種コンピュータ通信網サービスを全く利用できなくなったときは、その第2種コンピュータ通信網サービス又は第5種コンピュータ通信網サービスについて接続休止（その第2種コンピュータ通信網サービス又は第5種コンピュータ通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてその第2種コンピュータ通信網サービス又は第5種コンピュータ通信網サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、その第2種コンピュータ通信網サービス又は第5種コンピュータ通信網サービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は前項の規定により、接続を休止しようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことをお知らせします。

- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除したものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことをお知らせします。

第9章 通信

(通信利用の制限等)

第80条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次に掲げる期間に設置されている契約者回線（当社がそれらの期間との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関

災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 1 2 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 第 1 種契約のうちイーサネット方式のものは契約者回線に係る収容局設備の共用状況により、その契約者回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又はコンピュータ通信網サービスが全く利用出来ない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下「収容局設備等の共用状況に起因する事象」といいます。）となる場合があります。

（利用回線による制約）

- 第 8 1 条 第 2 種又は第 5 契約者は、その利用回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところにより、その利用回線（以下「特定協定事業者回線」といいます。）を利用することができない場合においては、その特定協定事業者回線による第 2 種又は第 5 種コンピュータ通信網サービスを利用することはできません。
- 2 前項の規定によるほか、特定協定事業者回線に係る電気通信設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号の漏洩又は特定協定事業者回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その特定協定事業者回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は第 2 種又は第 5 種コンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下「DSL方式に起因する事象」といいます。）となる場合があります。

第 8 2 条～第 8 3 条 削除

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第84条 当社が提供するコンピュータ通信網サービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するコンピュータ通信網サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費、線路設置費及び設備費とします。

(注) 第1項に規定する料金は、当社が提供するコンピュータ通信網サービスの態様に応じて、回線使用料及び加算額等を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第85条 契約者は、そのコンピュータ通信網契約に基づいて当社がコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備の提供については提供を開始した日)から起算して、その契約の解除があった日(付加機能又は端末設備の廃止については廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金を支払っていただきます。

ただし、協定事業者の提供するインターネット接続サービスの契約に基づき当社のコンピュータ通信網サービスの提供を受けるために契約を締結したものは、料金の支払いを要しません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、コンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄若しくは3欄に該当する場合又は収容局設備等の共用状況に起因する事象を除きます)そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなくなった時間について、その時間に対応するその契約者回線又は利用回線(その契約者回線又は利用回線の一部を利用できなかった場合はその部分

	に限りません。) についての料金
3 契約者回線、利用回線又は加入契約回線の移転に伴って、第1種コンピュータ通信網サービス、第2種コンピュータ通信網サービス、第3種コンピュータ通信網サービス、又は第5種コンピュータ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（第1種契約者、第2種契約者、第3種契約者、又は第5種契約者の都合により第1種コンピュータ通信網サービス、第2種コンピュータ通信網サービス、第3種コンピュータ通信網サービス、又は第5種コンピュータ通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその第1種コンピュータ通信網サービス、第2種コンピュータ通信網サービス、第3種コンピュータ通信網サービス又は第5種コンピュータ通信網サービスについての料金

3 第1項の期間において、契約者が第2種コンピュータ通信網サービス又は第5種コンピュータ通信網サービスと相互に接続する利用回線又は第3種コンピュータ通信網サービスと接続する加入契約回線（以下、「接続回線」といいます。）を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 接続回線の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その接続回線に係る契約者に帰する事由により、接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者はその第2種コンピュータ通信網サービス、第3種コンピュータ通信網サービス又は第5種コンピュータ通信網サービスに係る料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は次の表に規定する場合を除いて、第2種コンピュータ通信網サービス、第3種コンピュータ通信網サービス又は第5種コンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その第2種および第3種又は第5種コンピュータ通信網サービスと相互に接続する接続回線を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき（DSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限りません。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金
2 第2種および第3種又は第5種コンピュータ通信網サービスの接続休止をしたとき。	第2種および第3種又は第5種コンピュータ通信網サービスの接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその第2種および第3種又は第5種コンピュータ通信網サービスについての料金

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第86条 契約者はコンピュータ通信網サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表(料金)に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

(工事費の支払義務)

第87条 契約者は、第1種契約、第2種契約、第3種契約、又は第5種契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にそのコンピュータ通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第88条 第1種契約者は、次の場合には、料金表第2表第2(線路設置費)に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその第1種契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。

この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返しします。

(1) 契約者回線の終端が区域外(収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。)となる第1種契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。

(2) 契約者回線の終端が区域外にある契約者回線について、その品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

(3) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。

2 工事着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、第1種契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第89条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要する第1種契約、第2種契約、第3種契約もしくは第5種契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3(設備費)に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設備等の工事の着手前にそのコンピュータ通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合には、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第90条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び遅延損害金

（割増金）

第91条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

（遅延損害金）

第92条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第11章 保守

(契約者の維持責任)

第93条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第94条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線、利用回線または加入契約回線に接続されている場合であって、契約者回線、利用回線または加入契約回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、コンピュータ通信網サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について、当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第95条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第80条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその契約者回線に係る電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記12に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）

3	第1順位及び第2順位に該当しないもの
---	--------------------

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容するコンピュータ通信網サービス取扱局を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第96条 当社は、コンピュータ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。ただし、特定協定事業者回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合及び収容局設備等の共用状況に起因する事象により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、コンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するコンピュータ通信網サービスに係る料金額（そのコンピュータ通信網サービスの一部が全く利用できない状況の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりコンピュータ通信網サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4 本条の規定に係わらず、契約者が第5種コンピュータ通信網サービスを利用できないことにより被った損害については、直接的、間接的損害を問わず当社は損害賠償の責を負わないものとします。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当っては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第97条 当社は、コンピュータ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、専用回線端末等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（コンピュータ通信網サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のう

ちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第98条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第99条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がコンピュータ通信網サービスの契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がコンピュータ通信網サービスの契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がコンピュータ通信網サービスの契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること

(5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、コンピュータ通信網サービスを利用しないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第100条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(インターネット接続事業者との相互接続利用契約の締結)

第101条 コンピュータ通信網サービスの契約の申込みの承諾を受けた者は、別記11に定めるインターネット接続事業者（主としてインターネットプロトコルにより、他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者をいいます。以下同じとします。）と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなるインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、この契約に基づき料金を請求することを承認していただきます。

2 本条の規定は第5種コンピュータ通信網サービスには適用しません。

(他事業者の電気通信サービスに関する料金等の支払代行)

第102条 当社は、コンピュータ通信網サービス契約者から申し出があったときは、次の場合に限り、他事業者(当社が別に定める他事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款及び料金表の規定により他事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その契約者の代理人として、支払を代行することがあります。

- (1) その申し出をしたコンピュータ通信網サービス契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) そのコンピュータ通信網サービス契約者の申し出について他事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2. 前項の規定により当社が支払を代行した場合は、当社は支払を代行した額に料金表第1表(料金)に規定する手続きに関する料金を加算して契約者に請求を行います

3 前項の規定により、当社が請求する費用について、そのコンピュータ通信網サービス契約者が当社の定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、第1項に規定する取扱いを廃止します。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第103条 コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において、コンピュータ通信網サービスを利用するうえで参考となる別記13の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第104条 コンピュータ通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定める事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第105条 この約款において、当社が別に定めるところとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第106条 コンピュータ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10に定めるところによります。

別 記

別記

1 コンピュータ通信網サービスの提供区域等

- (1) 当社のコンピュータ通信網サービスは、北海道において提供します。
- (2) 当社のコンピュータ通信網サービスの提供区間は、契約者回線の終端相互間及び契約者回線の終端と相互接続点との間において提供します。

2 第1種契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により第1種契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書面を添えて、速やかにコンピュータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) (1)から(3)の規定は、第2種契約、第3種契約、及び第5種契約について準用します。

3 第1種契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、速やかにコンピュータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) (1)及び(2)の規定は、第2種契約、第3種契約、及び第5種契約について準用します。

4 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただくことがあります。
- (2) 当社が、第1種契約、第2種契約、第3種契約又は第5種契約に基づいて設置する端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用すること

を希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。

この場合において、技術基準等に適合することについての指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき郵政大臣が指定した者をいいます）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾に当っては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信

設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則第4条で定める内容の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 附帯サービスの取り扱い

10 I Pアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、第1種契約者、第2種契約者又は第3種契約者から請求があったときは、その第1種契約者、第2種契約者又は第3種契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）又は日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）にその第1種契約、第2種契約又は第3種契約者に係るI Pアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。）の割当て若しくは返却又はドメイン名（JPNICによって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）の割当て、変更若しくは廃止の申請手続き等を行います。この場合、第1種契約者、第2種契約者又は第3種契約者は、JPNICに対して支払

いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。

- (2) (1) の場合、第1種契約者、第2種契約者又は第3種契約者は、料金表第3表第1 (申請手数料) に規定する手数料を支払っていただきます。
- (3) 第1種契約者、第2種契約者又は第3種契約者は、当社が接続承認を行ったドメイン名を利用している場合は、料金表第3表第2 (ドメイン名維持管理料) に規定する料金を支払っていただきます。

1.1 インターネット接続事業者

KDDI株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社

1.2 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

1.3 技術資料の項目

- | |
|-------------------------------|
| 1 物理的条件
2 電気的条件
3 論理的条件 |
|-------------------------------|

1.4 第1種契約イーサネット方式のものにおける禁止事項

契約者は第1種契約イーサネット方式のもの utilization にあたり、当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、またはおそれのある行為を行わないものとします。

料 金 表

目 次

通則

第1表 料金

第1 第1種契約、第2種契約および第3種契約に係るもの

1 適用

2 料金額

(1) 回線使用料

(2) 加算額

(3) 付加機能使用料

(4) 機器使用料

第2 第4種契約に係るもの 削除

第3 第5種契約に係るもの

1 適用

2 料金額

(1) 基本料

(2) 通信料

(3) 付加機能使用料

第4 ホスティング契約に係るもの 削除

第5 手続きに関する料金

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

2 工事費の額

第2 線路設置費

1 適用

2 線路設置費の額

第3 設備費

1 適用

2 設備費の額

第3表 付帯サービスに関する料金

通 則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がそのコンピュータ通信網契約に基づき支払う料金は暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日コンピュータ通信網サービスの提供の開始（付加機能又は端末設備等の提供については提供を開始）があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日契約の解除（付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (3) 暦月の初日にコンピュータ通信網サービスの提供の開始（付加機能又は端末設備等の提供については提供を開始）を行い、その日にその契約の解除（付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日コンピュータ通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第83条（料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- 3 前項の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。この場合、第83条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(料金の支払い)

- 4 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 5 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 6 当社は、当社に特別の事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 7 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 7に規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

9 第85条(料金の支払義務)から第89条(設備費の支払義務)までの規定等により、この約款に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込額を表します。

(料金等の臨時減免)

10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金の減免を行ったときは、関係のコンピュータ通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

第1表 料金

第1 第1種契約、第2種契約又は第3種契約に係るもの

1 適用

区 分	内 容						
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、コンピュータ通信網サービス取扱局に契約者回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及び収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでコンピュータ通信網サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮します。</p>						
(2) 区別及び品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、区別及び品目を定めます。</p> <p>ア 第1種コンピュータ通信網サービス</p> <table border="1" data-bbox="654 958 1388 1153"> <thead> <tr> <th data-bbox="654 958 750 992">品 目</th> <th data-bbox="750 958 917 992"></th> <th data-bbox="917 958 1388 992">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="654 992 750 1153">イーサネット方式のもの</td> <td data-bbox="750 992 917 1153">100Mb/s 共用型</td> <td data-bbox="917 992 1388 1153">100Mb/s の符号伝送が可能なもので、回線収容部を最大 20 の契約者回線で共用するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1. 第1種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等（契約者回線、インターネット事業者との相互接続点及びその他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>2. イーサネット方式のものにおける利用できるIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます）数は最大32個とします。</p>	品 目		内 容	イーサネット方式のもの	100Mb/s 共用型	100Mb/s の符号伝送が可能なもので、回線収容部を最大 20 の契約者回線で共用するもの
品 目		内 容					
イーサネット方式のもの	100Mb/s 共用型	100Mb/s の符号伝送が可能なもので、回線収容部を最大 20 の契約者回線で共用するもの					

イ 第2種コンピュータ通信網サービス		
区別	品目又はタイプ	内容
I P 通信網型	タイプ1	利用回線が特定協定事業者のI P通信網サービス(メニュー4のものに限ります。)に係る契約に基づき設置されるもの。
	タイプ2	利用回線が特定協定事業者のI P通信網サービス(メニュー5-1(プラン4-2、プラン5のものに限ります。)のものに限ります。)に係る契約に基づき設置されるもの。
	タイプ3	利用回線が特定協定事業者のI P通信網サービス(メニュー5-1(プラン2のものに限ります。)のものに限ります。)に係る契約に基づき設置されるもの。
	タイプ4	利用回線が特定協定事業者のI P通信網サービス(メニュー5-1(プラン3及び3-1のものに限ります。)、メニュー5-2(1Gb/sのものに限ります。))に係る契約に基づき設置されるもの。
	タイプ5	利用回線が特定協定事業者のI P通信網サービス(メニュー1のものに限ります。)に係る契約に基づき設置されるもの。
	タイプ6	利用回線が特定協定事業者のI P通信網サービス(メニュー5-1(プラン4-1のものに限ります。)のものに限ります。)に係る契約に基づき設置されるもの。
<p>備考</p> <p>1 第2種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等の間で行うことができます。この場合において当社は相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません</p> <p>2 タイプ2及びタイプ4のものについては、特定協定事業者が定めるメニュー5における提供の形態による細目による区別はありません。</p>		

第3種コンピュータ通信網サービス

品目	加入契約回線が当社イーサネット通信網サービスに係る契約に基づき設置されるものであり、以下の伝送速度により符号伝送が可能なもの
0.5Mb/s	0.5Mb/s までの符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1Mb/s までの符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mb/s までの符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mb/s までの符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mb/s までの符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mb/s までの符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6Mb/s までの符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mb/s までの符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8Mb/s までの符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9Mb/s までの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mb/s までの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mb/s までの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mb/s までの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mb/s までの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mb/s までの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mb/s までの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mb/s までの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mb/s までの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mb/s までの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mb/s までの符号伝送が可能なもの
備考 利用できる加入契約者回線については第3種コンピュータ通信網サービス品目に定める符号伝送速度以上の符号伝送が可能な品目とします。	

<p>(3) プランに係る料金の適用</p>	<p>当社は、第2種コンピュータ通信網サービス（第2種コンピュータ通信網サービスのIP通信網型のものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおりプランを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="652 445 1386 651"> <tr> <td>プラン1</td> <td>IPアドレスを1個付与するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>IPアドレスを8個付与するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>IPアドレスを16個付与するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン4</td> <td>IPアドレスを32個付与するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン5</td> <td>IPアドレスを64個付与するもの</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 タイプ1は、プラン1、プラン2及びプラン3に限り提供します。</p> <p>2 タイプ2は、プラン1、プラン2、プラン3、プラン4及びプラン5に限り提供します。</p> <p>3 タイプ3は、プラン1、プラン2及びプラン3に限り提供します。</p> <p>4 タイプ4は、プラン1、プラン2及びプラン3に限り提供します。</p> <p>5 タイプ5は、プラン1に限り提供します。</p> <p>6 タイプ6は、プラン1、プラン2及びプラン3に限り提供します。</p>	プラン1	IPアドレスを1個付与するもの	プラン2	IPアドレスを8個付与するもの	プラン3	IPアドレスを16個付与するもの	プラン4	IPアドレスを32個付与するもの	プラン5	IPアドレスを64個付与するもの
プラン1	IPアドレスを1個付与するもの										
プラン2	IPアドレスを8個付与するもの										
プラン3	IPアドレスを16個付与するもの										
プラン4	IPアドレスを32個付与するもの										
プラン5	IPアドレスを64個付与するもの										
<p>(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 第1種コンピュータ通信網サービス、第2種コンピュータ通信網サービス又は第3種コンピュータ通信網サービスには、異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第1種契約者、第2種契約者又は第3種契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第85条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（付加機能使用料及び機器使用料を除きます。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 第1種契約者、第2種契約者又は第3種契約者は、最低利用期間内に第1種コンピュータ通信網サービス、第2種コンピュータ通信網サービス又は第3種コンピュータ通信網サービスの区別及び品目の変更又は契約者回線又は利用回線の移転があった場合は、その区別及び品目の変更又は移転について変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p>										
<p>(5) 契約者回線の終端が区域外にある場合の料金の適用</p>	<p>ア その契約者回線が收容されているコンピュータ通信網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（契約者回線の一端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外</p>										

	<p>線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更、契約者回線数の変更等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ その契約者回線が異経路（(5)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。</p>
(6) 契約者回線が異経路となる場合の料金の適用	<p>ア その契約者回線が直接収容されているコンピュータ通信網サービス取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、異経路の線路について耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>
(7) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金	<p>故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>
(8) 付加機能に関する料金の適用	<p>当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。</p>
(9) 回線接続装置の料金の適用	<p>当社の回線接続装置を設置した場合、回線接続装置に係る機器使用料を適用します。</p>
(10) 特別な電気通信設備の料金の適用	<p>契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る機器使用料を適用します。</p>

2 料金額

(1) 回線使用料

A 第1種コンピュータ通信網サービス

①削除

② イーサネット方式のもの

1 契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額) (税込額)
100Mb/s 共用型のもの	96,000円 (105,600円)

B 第2種コンピュータ通信網サービス

①削除

② IP通信網型のもの

ア タイプ1のもの

区分	単位	料金額 (月額) (税込額)
プラン1のもの	1回線ごとに	6,500円 (7,150円)
プラン2のもの	1回線ごとに	10,000円 (11,000円)
プラン3のもの	1回線ごとに	17,000円 (18,700円)

イ タイプ2のもの

区分	単位	料金額 (月額) (税込額)
プラン1のもの	1回線ごとに	46,000円 (50,600円)
プラン2のもの	1回線ごとに	75,000円 (82,500円)
プラン3のもの	1回線ごとに	90,000円 (99,000円)
プラン4のもの	1回線ごとに	150,000円 (165,000円)
プラン5のもの	1回線ごとに	180,000円 (198,000円)

ウ タイプ3のもの

区分	単位	料金額 (月額) (税込額)
プラン1のもの	1回線ごとに	20,000円 (22,000円)
プラン2のもの	1回線ごとに	30,000円 (33,000円)
プラン3のもの	1回線ごとに	50,000円 (55,000円)

エ タイプ4のもの

区分	単位	料金額 (月額) (税込額)
プラン1のもの	1回線ごとに	7,000円 (77,000円)
プラン2のもの	1回線ごとに	15,000円 (16,500円)
プラン3のもの	1回線ごとに	35,000円 (38,500円)

オ タイプ5のもの

区分	単位	料金額 (月額) (税込額)
プラン1のもの	1回線ごとに	4,200円 (4,620円)

カ タイプ6のもの

区分	単位	料金額 (月額) (税込額)
プラン1のもの	1回線ごとに	18,000円 (19,800円)
プラン2のもの	1回線ごとに	27,000円 (29,700円)
プラン3のもの	1回線ごとに	45,000円 (49,500円)

C 第3種コンピュータ通信網サービス

ア 接続基本料金

区分	単位	料金額 (月額) (税込額)
接続基本料金	1ポートごとに	40,000円 (44,000円)

イ インターネット接続料金

品目	単位	料金額 (月額) (税込額)
0.5Mb/sのもの	1回線ごとに	16,500円 (18,150円)
1Mb/sのもの	1回線ごとに	33,000円 (36,300円)
2Mb/sのもの	1回線ごとに	66,000円 (72,600円)
3Mb/sのもの	1回線ごとに	99,000円 (108,900円)
4Mb/sのもの	1回線ごとに	132,000円 (145,200円)
5Mb/sのもの	1回線ごとに	165,000円 (181,500円)
6Mb/sのもの	1回線ごとに	198,000円 (217,800円)
7Mb/sのもの	1回線ごとに	231,000円 (254,100円)
8Mb/sのもの	1回線ごとに	264,000円 (290,400円)
9Mb/sのもの	1回線ごとに	297,000円 (326,700円)
10Mb/sのもの	1回線ごとに	330,000円 (363,000円)

20Mb/s のもの	1 回線ごとに	別に算定する実費
30Mb/s のもの	1 回線ごとに	
40Mb/s のもの	1 回線ごとに	
50Mb/s のもの	1 回線ごとに	
60Mb/s のもの	1 回線ごとに	
70Mb/s のもの	1 回線ごとに	
80Mb/s のもの	1 回線ごとに	
90Mb/s のもの	1 回線ごとに	
100Mb/s のもの	1 回線ごとに	

(2) 加算額

料金種別	単 位	区 分	料金額 (月額) (税込額)
ア 区域外線路使用料	線路 100mま ごとに	メタル配線	3 2 0 円 (3 5 2 円)
		光配線	7 8 0 円 (8 5 8 円)
イ 異経路の線路使用料	—	—	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。			

(3) 機器使用料

料金種別		単 位	料金額 (月額) (税込額)
ア 回線接 続装置使 用料	イーサ ネット 方式の もの	100Mb/s 共用型用のもの	4, 0 0 0 円 (4, 4 0 0 円)
イ 特別な電気通信設 備使用料	—	—	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。			

第2 第4種契約に係るもの 削除

第3 第5種契約に係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) 収容区域及び加入区域の設定	当社は、行政区画、その他の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮してサービス区域を設定します。

(2) 区別及び品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。	
	品目	内 容
	タイプ1 (フレッツ ADSL)	利用回線が特定協定事業者のIP通信網サービス(メニュー4のものに限ります。)に係る契約に基づき設置されるもの。
	タイプ2 (B フレベーション、プライオ1)	利用回線が特定協定事業者のIP通信網サービス(メニュー5-1(プラン2、プラン4-1のものに限ります。)のものに限ります。)に係る契約に基づき設置されるもの。
	タイプ3 (ファミリー、ギガファミリー、ギガマンション、ファミリー・ギガライン、マンション・ギガライン)	利用回線が特定協定事業者のIP通信網サービス(メニュー5-1(プラン3及び3-1のものに限ります。)、メニュー5-2(1Gb/sのものに限ります。))のものに限ります。)に係る契約に基づき設置されるもの。
	タイプ4 (フレISDN)	利用回線が特定協定事業者のIP通信網サービス(メニュー1のものに限ります。)に係る契約に基づき設置されるもの。
	タイプ5 (光ネクストビジネス、プライオ10)	利用回線が特定協定事業者のIP通信網サービス(メニュー5-1(プラン5、プラン4-2のものに限ります。)のものに限ります。)に係る契約に基づき設置されるもの。
備考		
<p>1 第5種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、利用回線の間で行うことができます。この場合において当社は相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません</p> <p>2 利用できるIPアドレスの数は1個とします。</p> <p>3 当社は第5種コンピュータ通信網サービスの提供にあたって回線接続装置を提供します。</p> <p>4 タイプ3及びタイプ5のものについては、特定協定事業者が定めるメニュー5における提供の形態による細目による区別はありません。</p>		

(3) プランに係る料金の適用	<p>1. 当社は、第5種コンピュータ通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおりプランを定めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>プラン1</td> <td>回線接続装置に YAMAHA RTX810 または RTX830 を提供するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>回線接続装置に YAMAHA RTX1210 または RTX1200 を提供するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>プラン4</td> <td>回線接続装置に NEC AG651cs または IX2105 および IX2106 を提供するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン5</td> <td>回線接続装置に NECIX2215 または IX2025 を提供するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 タイプ4は、プラン2及びプラン3に限り提供します。</td> </tr> </table>	プラン1	回線接続装置に YAMAHA RTX810 または RTX830 を提供するもの	プラン2	回線接続装置に YAMAHA RTX1210 または RTX1200 を提供するもの	プラン3	削除	プラン4	回線接続装置に NEC AG651cs または IX2105 および IX2106 を提供するもの	プラン5	回線接続装置に NECIX2215 または IX2025 を提供するもの	備考 タイプ4は、プラン2及びプラン3に限り提供します。	
	プラン1	回線接続装置に YAMAHA RTX810 または RTX830 を提供するもの											
プラン2	回線接続装置に YAMAHA RTX1210 または RTX1200 を提供するもの												
プラン3	削除												
プラン4	回線接続装置に NEC AG651cs または IX2105 および IX2106 を提供するもの												
プラン5	回線接続装置に NECIX2215 または IX2025 を提供するもの												
備考 タイプ4は、プラン2及びプラン3に限り提供します。													
<p>2. 当社は第5種コンピュータ通信網サービスを提供するにあたって次の区分により保守対応時間を定めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>基本オンサイト</td> <td>第5種コンピュータ通信網サービスの修理又は復旧の請求を受付けた時に、その受付けた時刻以降の間近の営業時間（土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下同じとします。）においてその修理または復旧を行うもの。</td> </tr> <tr> <td>オンサイトプラス</td> <td>基本オンサイト以外のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> </table>	基本オンサイト	第5種コンピュータ通信網サービスの修理又は復旧の請求を受付けた時に、その受付けた時刻以降の間近の営業時間（土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下同じとします。）においてその修理または復旧を行うもの。	オンサイトプラス	基本オンサイト以外のもの	備考								
基本オンサイト	第5種コンピュータ通信網サービスの修理又は復旧の請求を受付けた時に、その受付けた時刻以降の間近の営業時間（土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下同じとします。）においてその修理または復旧を行うもの。												
オンサイトプラス	基本オンサイト以外のもの												
備考													
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第5種コンピュータ通信網サービスには最低利用期間があります。</p> <p>イ 第5種契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第85条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（付加機能使用料及び機器使用料を除きます。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 第5種契約者は、最低利用期間内に第5種コンピュータ通信網サービスの品目及びプランの変更があった場合は、その品目及びプランの変更について変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p>												
(5) 付加機能に関する料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。												

(6) 特別な電気通信設備の料金の適用	利用回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る機器使用料を適用します。
---------------------	--

2 料金額

(1) 基本料

区分	料金額 (月額) (税込額)
第5種コンピュータ通信網サービスにより利用回線を用いて通信する箇所が15回線までのもの	10,000円 (11,000円)
第5種コンピュータ通信網サービスにより利用回線を用いて通信する箇所が15回線以上のもの	20,000円 (22,000円)
備考 当社ゲートウェイサービス利用規約に定めるオープンVPNゲートウェイサービスを利用する場合、当該サービスの利用回線数を品目の区分に定める通信箇所に含まれます。	

(2) 通信料

ア タイプ1のもの

1回線ごとに

区分	保守対応	料金額 (月額) (税込額)
プラン1のもの	基本オンサイト	9,500円 (10,450円)
	オンサイトプラス	10,500円 (11,550円)
プラン2のもの	基本オンサイト	14,500円 (15,950円)
	オンサイトプラス	15,500円 (17,050円)
プラン3のもの	基本オンサイト	18,500円 (20,350円)
	オンサイトプラス	19,500円 (21,450円)
プラン4のもの	基本オンサイト	8,500円 (9,350円)
	オンサイトプラス	9,000円 (9,900円)
プラン5のもの	基本オンサイト	14,000円 (15,400円)
	オンサイトプラス	14,500円 (15,950円)

イ タイプ2のもの

1回線ごとに

区分	保守対応	料金額 (月額) (税込額)
プラン1のもの	基本オンサイト	16,000円 (17,600円)
	オンサイトプラス	17,000円 (18,700円)
プラン2のもの	基本オンサイト	21,000円 (23,100円)
	オンサイトプラス	22,000円 (24,200円)
プラン3のもの	基本オンサイト	25,000円 (27,500円)

	オンサイトプラス	26,000円 (28,600円)
プラン4のもの	基本オンサイト	15,000円 (16,500円)
	オンサイトプラス	15,500円 (17,050円)
プラン5のもの	基本オンサイト	20,500円 (22,550円)
	オンサイトプラス	21,000円 (23,100円)

ウ タイプ3のもの

1回線ごとに

区分	保守対応	料金額 (月額)
		(税込額)
プラン1のもの	基本オンサイト	10,000円 (11,000円)
	オンサイトプラス	11,000円 (12,100円)
プラン2のもの	基本オンサイト	15,000円 (16,500円)
	オンサイトプラス	16,000円 (17,600円)
プラン3のもの	基本オンサイト	19,000円 (20,900円)
	オンサイトプラス	20,000円 (22,000円)
プラン4のもの	基本オンサイト	9,000円 (9,900円)
	オンサイトプラス	9,500円 (10,450円)
プラン5のもの	基本オンサイト	14,500円 (15,950円)
	オンサイトプラス	15,000円 (16,500円)

エ タイプ4のもの

1回線ごとに

区分	保守対応	料金額 (月額)
		(税込額)
プラン2のもの	基本オンサイト	12,000円 (13,200円)
	オンサイトプラス	13,000円 (14,300円)
プラン3のもの	基本オンサイト	16,000円 (17,600円)
	オンサイトプラス	17,000円 (18,700円)

オ タイプ5のもの

1回線ごとに

区分	保守対応	料金額 (月額)
		(税込額)
プラン1のもの	基本オンサイト	30,000円 (33,000円)
	オンサイトプラス	31,000円 (34,100円)
プラン2のもの	基本オンサイト	35,000円 (38,500円)
	オンサイトプラス	36,000円 (39,600円)
プラン3のもの	基本オンサイト	39,000円 (42,900円)
	オンサイトプラス	40,000円 (44,000円)
プラン4のもの	基本オンサイト	29,000円 (31,900円)
	オンサイトプラス	29,500円 (32,450円)
プラン5のもの	基本オンサイト	34,500円 (37,950円)
	オンサイトプラス	35,000円 (38,500円)

(3) 付加機能使用料

		区 分	単 位	料金額 (月額) (税込額)
コールド スタンバイ機能	その契約者が利用する当社が提供する回線接続装置について、同一の機器を当該契約者の保守対応用に用意しておく機能	プラン1	1台毎に	3,500円 (3,850円)
		プラン2	1台毎に	5,000円 (5,500円)
		プラン3	1台毎に	9,000円 (9,900円)
		プラン4	1台毎に	3,000円 (3,300円)
		プラン5	1台毎に	5,000円 (5,500円)
備考				

第4 ホスティング契約に係るもの 削除

第5 手続きに関する料金

料金種別	単 位	料金額 (税込額)
支払代行手数料	1の支払代行ごとに	支払代行額の8%

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

①第5種コンピュータ通信網サービスに関するもの以外のもの

1 適用

区 分	内 容														
(1) 工事費の適用	<p>ア 工事費は、工事を必要とすることとなる契約者回線、端末設備及びコンピュータ通信網サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 1の者から申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき4,600円(5,060円)(端末設備に係わる工事のみ適用)を減額します。</p>														
(2) 品目の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用	品目変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事に適用し、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。														
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 端末設備に係る工事</td> <td>端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線接続等に係る工事</td> <td>コンピュータ通信網サービス取扱局の蓄積装置又は主配線盤等において、工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ 付加機能に係る工事</td> <td>契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に関する工事について適用します。</td> </tr> <tr> <td>オ 契約者回線等の利用の一時中断に係る工事</td> <td>契約者回線又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>カ 付加機能の利用の一時中断に係る工事</td> <td>付加機能の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 端末設備に係る工事	端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	イ 回線接続等に係る工事	コンピュータ通信網サービス取扱局の蓄積装置又は主配線盤等において、工事を要する場合に適用します。	ウ 削除		エ 付加機能に係る工事	契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に関する工事について適用します。	オ 契約者回線等の利用の一時中断に係る工事	契約者回線又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。	カ 付加機能の利用の一時中断に係る工事	付加機能の一時中断を行う場合に適用します。
工事の区分	適 用														
ア 端末設備に係る工事	端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。														
イ 回線接続等に係る工事	コンピュータ通信網サービス取扱局の蓄積装置又は主配線盤等において、工事を要する場合に適用します。														
ウ 削除															
エ 付加機能に係る工事	契約者からの付加機能の利用に係る請求その他変更等に関する工事について適用します。														
オ 契約者回線等の利用の一時中断に係る工事	契約者回線又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。														
カ 付加機能の利用の一時中断に係る工事	付加機能の一時中断を行う場合に適用します。														

2 工事費の額

(単位：1の工事ごと又は1ドメインごと)

工事の種類				工事費の額	
				(税込額)	
				メタル配線	光配線
端末設備に係る工事	下記以外のもの	回線接続装置の取付け工事を伴う場合	回線接続装置のみの取付け又は取替えの場合	削除	8,500円 (9,350円)
			上記以外の場合	削除	21,000円 (23,100円)
		上記以外の場合		削除	17,500円 (19,250円)
回線接続等に係る工事	第1種契約及び第2種契約のIP通信網型のもの並びに第3種契約			2,500円 (2,750円)	
契約者回線等の利用の一時中断に係る工事				6,500円 (7,150円)	
付加機能の利用の一時中断に係る工事費				2,500円 (2,750円)	
備考					
1 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱など特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。					

②第4種コンピュータ通信網サービスに関するもの 削除

③第5種コンピュータ通信網サービスに関するもの

1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の適用	ア 工事費は、工事を必要とすることとなる、回線接続装置及びコンピュータ通信網サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。								
(2) 品目の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用	品目変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事に適用し、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。								
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事の区分</th> <th style="text-align: center;">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 回線接続装置に係る工事</td> <td>回線接続装置の設置、変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線接続等に係る工事</td> <td>コンピュータ通信網サービス取扱局の蓄積装置又は主配線盤等において、工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>キ 利用回線等の利用の一時中断に係る工事</td> <td>利用回線又は回線接続装置の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 回線接続装置に係る工事	回線接続装置の設置、変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	イ 回線接続等に係る工事	コンピュータ通信網サービス取扱局の蓄積装置又は主配線盤等において、工事を要する場合に適用します。	キ 利用回線等の利用の一時中断に係る工事	利用回線又は回線接続装置の利用の一時中断を行う場合に適用します。
工事の区分	適 用								
ア 回線接続装置に係る工事	回線接続装置の設置、変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。								
イ 回線接続等に係る工事	コンピュータ通信網サービス取扱局の蓄積装置又は主配線盤等において、工事を要する場合に適用します。								
キ 利用回線等の利用の一時中断に係る工事	利用回線又は回線接続装置の利用の一時中断を行う場合に適用します。								

2 工事費の額

(単位：1の工事ごと)

工事の種類				工事費の額 (税込額)	
回線接続装置に係る工事	設置に関する工事費	下記以外のもの	プラン1、2及び3のもの	60,000円 (66,000円)	
			プラン4、5のもの	110,000円 (121,000円)	
		弊社営業時間内に実施する場合	プラン1、2及び3のもの	40,000円 (44,000円)	
			プラン4、5のもの	80,000円 (88,000円)	
	変更、移転、一時中断の再利用に関する工事費	下記以外のもの	下記以外のもの		20,000円 (22,000円)
			弊社営業時間内に実施する場合		10,000円 (11,000円)
		回線接続装置設置場所にて行う場合	下記以外のもの	プラン1、2及び3のもの	55,000円 (60,500円)
				プラン4、5のもの	100,000円 (110,000円)
			弊社営業時間内に実施する場合	プラン1、2及び3のもの	35,000円 (38,500円)
				プラン4、5のもの	70,000円 (77,000円)
回線接続等に係る工事				2,500円 (2,750円)	
契約者回線等の利用の一時中断に係る工事				6,500円 (7,150円)	
備考 第5種コンピュータ通信網契約者が契約する特定協定事業者の利用回線提供に係る工事費については、特定協定事業者の契約約款の定めによります。					

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容
(1)線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の契約者回線の終端が加入区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>
(2)線路設置費の差額負担	<p>ア 第1種契約申込者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに第1種契約を締結して、その場所で第1種コンピュータ通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 新たに提供を受ける第1種コンピュータ通信網サービスに係る第1種契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 線路設置費の額（残額があるときに限ります。） </div> </div> <p>イ 第1種コンピュータ通信網サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 変更後の品目の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 変更前の品目の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 線路設置費の額（残額があるときに限ります。） </div> </div> <p>ウ ア又はイの規定は、契約者回線が異経路となる場合は準用しません。</p>

2 線路設置費の額

1 契約者回線につき区域外線路 100m までごとに

区 分	線路設置費の額 (税込額)
光配線	85,000円(93,500円)

第3 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 (ア) 異経路の線路の部分 (イ) 特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

単 位	設備費の額
当該設備ごとに	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

1 IPアドレス又はJPドメイン申請手数料

区 分	単 位	料金額 (税込額)
申請代行手数料	1の申請ごとに	1,000円(1,100円)
都道府県型JPドメイン申請料	1の申請ごとに	2,500円(2,750円)
属性形JPドメイン申請料	1の申請ごとに	4,762円(5,238円)
汎用型JPドメイン申請料	1の申請ごとに	2,500円(2,750円)

2 gTLD申請手数料

区 分	単 位	料金額 (税込額)
申請代行手数料	1の申請ごとに	1,000円(1,100円)

3 ドメイン維持管理料

区 分	単 位	料金額(月額) (税込額)
都道府県型ドメイン及び属性型及び汎用型ドメイン名維持管理料	1ドメインごとに	500円(550円)
gTLDドメイン名維持管理料	1ドメインごとに	325円(357円)

(注1) 契約者がドメイン名を所有しないか、若しくは所有するドメイン名を利用せず、ドメインの名前解決に当社DNSサーバーを利用する場合にも上記維持管理料を適用します。

(注2) 契約者がドメイン名を所有していて、当社の当該コンピュータ通信網にDNSサーバーを設置しない場合であっても契約者所有のドメインが接続されているものとし、上記維持管理料を適用します。

4 廃止ドメイン名登録回復申請料

区 分	単 位	料金額(月額) (税込額)
初期費用	1ドメインごとに	1,000円(1,100円)

属性型廃止ドメイン名登録回復申請料	1ドメインごとに	5,000円(5,500円)
汎用型及び都道府県型廃止ドメイン名登録回復申請料	1ドメインごとに	3,000円(3,300円)
gTLD 廃止ドメイン名登録回復申請料	1ドメインごとに	12,000円(13,200円)

(注1) 廃止翌日から20日間以内に限り「廃止ドメイン名登録回復」の申請受付が可能です。

別 表

別表 基本的な技術的事項

1 第1種コンピュータ通信網サービス

1-1 削除

1-2 イーサネット方式のもの

ア 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
100Mb/s 共用型	ISO 標準 IS8877 準拠	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠

イ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目	物理的条件	相互接続回路
100Mb/s 共用型	F04 型 単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠

2 第4種コンピュータ通信網サービス 削除

3 第5種コンピュータ通信網サービス

当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
全品目	ISO 標準 IS8877 準拠	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠

附 則

附則

(実施期日)

この認可約款は、1998年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、1999年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2000年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改定前の規定に基づき提供又は申込みいただいているコンピュータ通信網契約については、この改定規定の実施の日に、第1種契約に移行したものとみなして取扱います。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2000年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2000年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2001年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 学校限定割引については、この改正規定実施の日から2004年3月31日までの間で当社が別に定める日までの間に限り適用するものとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2001年12月10日から実施します。ただし、この改正規定中、第1種コンピュータ通信網サービスのイーサネット方式のものについては、2002年1月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第2種コンピュータ通信網サービスについては、この改正規定実施の日に第3種コンピュータ通信網サービスに移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2002年12月27日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2003年1月17日から実施します。

(付加機能の一部廃止)

- 2 付加機能のうち、附則別表に規定する機能は廃止します。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に、付加機能のうち、附則別表に規定する機能を利用している契約者は、この改正規定実施後においても、料金その他の取り扱いについて、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2003年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2003年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2003年8月31日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施日以降は、第3種コンピュータ通信網サービスに係る新たな契約の申込みに関する受付は行いません。

この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社と第3種コンピュータ通信網サービス契約を締結している第3種契約者へのサービス提供条件については、なお従前のおりとしします。ただし、第43条（端末設備の提供）の請求についての取扱いは、この限りではありません。

- 3 当社は、この改正規定にかかわらず、電気通信事業法第8条に規定されている重要通信に利用するため電気通信事業法施行規則第56条第1号に掲げる機関より申込みがあったときは、これを承諾するものとしします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2003年9月1日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2004年2月16日より実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正届出料金表は、2004年3月25日から実施します。

(経過措置)

2 この改正届出料金表実施前に、改正前の届出料金表に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2004年4月1日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2004年4月26日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2004年8月1日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2004年10月12日より実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2005年10月1日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務、最低利用期間については、なお従前のとおりとします。

3 2005年10月1日から2006年1月31日まで（以下「キャンペーン期間」といいます。）に第1種コンピュータ通信網サービス イーサネット方式の契約申込があり、当社がその申込を承諾した場合には第1種コンピュータ通信網サービス イーサネット方式に係る回線使用料及び機器使用料についてサービスの提供を開始した月を含め、2ヶ月無料とします。また工事費についても無料とします。

なお、第1種コンピュータ通信網サービスの品目の変更によりイーサネット方式の契約申込があった場合も同様とします。

4 第1種コンピュータ通信網サービス イーサネット方式契約者および第3種コンピュータ通信網サービス契約者が、前項に定めるキャンペーン期間中にその第1種コンピュータ通信網サービス イーサネット方式契約および第3種コンピュータ通信網契約を解約し、新たに第1種コンピュータ通信網サービス イーサネット方式の契約の申込を行う場合には前項の規定は適用しません。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2006年12月15日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務、最低利用期間については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2007年8月31日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務、最低利用期間については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2009年6月30日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務、最低利用期間については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2010年11月30日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務、最低利用期間については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2011年9月1日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施日以降は、第5種契約 プラン4の回線接続装置において、NEC AG651cs の新たな申し込みに関する受付は行ないません。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2012年6月29日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施日以降は、第5種契約 プラン1の回線接続装置において、YAMAHA RT107e の新たな申し込みに関する受付は行ないません。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2012年11月1日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施日以降は、第5種契約の回線接続装置において、プラン3 YAMAHA RTX1500 およびプラン4 NEC IX2005 の新たな申し込みに関する受付は行ないません。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2012年11月15日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務、最低利用期間については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2012年11月19日より実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務、最低利用期間については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2014年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施日以降は、第1種コンピュータ通信網サービス 高速デジタル方式のものおよび第2種コンピュータ通信網サービス 専用型の新たな申込に関する受付は行ないません。

この改正規定実施の際に、現に改正前の規定により第1種コンピュータ通信網サービス 高速デジタル方式のものおよび第2種コンピュータ通信網サービス 専用型の提供を受けている契約者への提供条件については、従前のおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2014年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務、最低利用期間については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2014年9月18日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他

の債務、最低利用期間については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2014年12月22日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務、最低利用期間については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2015年1月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務、最低利用期間については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2015年3月16日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務、最低利用期間については、なお従前のとおりとします。

この改正規定実施日以降は、第5種契約 プラン2の回線接続装置において、YAMAHA RTX1200の新たな申し込みに関する受付は行ないません。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2015年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務、最低利用期間については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2015年11月24日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務、最低利用期間については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2016年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2017年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2017年5月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

この改正規定実施日以降は、第5種契約 プラン5の回線接続装置において、NEC IX2025の新たな申し込みに関する受付は行ないません。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2018年3月6日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2018年3月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2018年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

この改正規定実施日以降は、第5種契約 プラン1の回線接続装置において、YAMAHA RTX810の新たな申し込みに関する受付は行ないません。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2019年6月10日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

この改正規定実施日以降は、第5種契約 プラン1の回線接続装置において、NEC IX2105の新たな申し込みに関する受付は行ないません。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2019年6月10日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

この改正規定実施日以降は、第5種契約 プラン1の回線接続装置において、NEC IX2105

の新たな申し込みに関する受付は行ないません。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通

信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2021年3月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2021年5月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。